

付託議案説明資料

令和 6 年度兵庫県一般会計補正予算について

令和 6 年 1 2 月 1 3 日

部	外	局		
総	務	部		
企	画	部		
財	務	部		
県	民	生	活	部
危	機	管	理	部

令和6年度 12月補正予算（緊急経済対策）（案）

出納局・議会事務局・監査委員事務局・人事委員会事務局

1 補正予算の規模

（単位：千円）

部局	区分	現計 予算額 a	今回 補正額 b	財源内訳				合計 a+b
				国庫	特定	起債	一般	
出納局	一般会計	1,204,592	14,000	0	0	0	14,000	1,218,592
議会事務局		2,573,676	14,000	0	0	0	14,000	2,587,676
監査委員 事務局		231,799	6,000	0	0	0	6,000	237,799
人事委員会 事務局		187,224	4,000	0	0	0	4,000	191,224
部外局計		4,197,291	38,000	0	0	0	38,000	4,235,291

2 事業の概要

（単位：千円）

事業名	事業内容	金額
給与改定への対応		
県人事委員会勧告を踏まえた給与改定	<p>○給与改定の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給料表 全職員の給料月額を 3,600円～26,300円の範囲で引上げ（平均改定率+3.0%） ・期末・勤勉手当 0.10月引上げ（4.50月→4.60月） 知事等特別職の期末手当は3.40月→3.45月 	38,000

令和6年度 12月補正予算（緊急経済対策）（案）

総務部（教育課除く）・企画部・財務部・県民生活部

1 補正予算の規模

（単位：千円）

部局	区分	現計 予算額 a	今回 補正額 b	財源内訳				合計 a+b
				国庫	特定	起債	一般	
総務部	一般会計	27,759,219	100,000	0	0	0	100,000	27,859,219
企画部		9,249,808	92,000	10,000	0	0	82,000	9,341,808
財務部		470,630,595	122,000	0	0	0	122,000	470,752,595
県民生活部		7,229,285	45,000	0	0	0	45,000	7,274,285

2 事業の概要

（単位：千円）

事業名	事業内容	金額
給与改定への対応		
県人事委員会勧告を踏まえた給与改定	○給与改定の概要 ・給料表 全職員の給料月額を 3,600円～26,300円の範囲で引上げ（平均改定率+3.0%） ・期末・勤勉手当 0.10月引上げ（4.50月→4.60月） 知事等特別職の期末手当は3.40月→3.45月	359,000

令和6年度12月補正予算(緊急経済対策) (案)
危機管理部

1 補正予算の規模

(単位：千円)

区分	現計 予算額 a	今回 補正額 b	財源内訳					合計 a+b	
			国庫			特定	起債		一般
			通常補助	重点支援 地方交付金	包括支援 交付金				
一般会計	3,656,650	272,000	0	252,000	0	0	0	20,000	3,928,650

2 事業の概要

(単位：千円)

事業名	事業内容	金額
1 県民生活の安定化に向けた支援		
(1) 家計への応援		
① LPガス販売事業者を通じた利用者負担軽減	国支援の対象外となるLPガス利用者に対し、販売事業者を通じ、1契約あたり450円の料金軽減対策を実施 ○ 対 象 LPガス販売事業者(約473,000契約) ○ 支 援 額 定額 450円/契約	252,000
2 給与改定への対応		
県人事委員会勧告を踏まえた給与改定	○給与改定の概要 ・給 料 表 若年層に重点を置いてすべての世代で引上げ(平均改定率+3.0%) ・期末・勤勉手当 0.10月引上げ(4.50月→4.60月)	20,000
合 計		272,000

付託議案説明資料

条例・事件決議

令和 6 年 1 2 月 1 3 日

総 務 部

1 [第176号議案]職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

第1 制定の理由

人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与等との均衡を考慮し、職員の給与改定を行う等所要の措置を講ずるため、この条例を制定しようとする。

第2 制定の概要

1 職員の給与等に関する条例（以下「職員給与条例」という。）の一部改正

(1) 令和6年4月の民間給与との比較等による改正（令和6年4月遡及）

ア 給料月額の変動（職員給与条例別表第1から別表第5まで関係）

平均3.0%引き上げ

イ 期末・勤勉手当（職員給与条例第25条及び第26条関係）

年間支給月数を4.50月から4.60月に引き上げ

（単位：月）

区 分	現 行			改 正 案		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.225	1.025	2.25	$\frac{1.25}{(+0.025)}$	$\frac{1.05}{(+0.025)}$	$\frac{2.30}{(+0.05)}$
12月期	1.225	1.025	2.25	$\frac{1.25}{(+0.025)}$	$\frac{1.05}{(+0.025)}$	$\frac{2.30}{(+0.05)}$
年 間	2.45	2.05	4.50	$\frac{2.50}{(+0.05)}$	$\frac{2.10}{(+0.05)}$	$\frac{4.60}{(+0.10)}$

ウ 初任給調整手当（職員給与条例第16条の6関係）

(ア) 医師・歯科医師職について、支給月額の上限額を369,500円から370,400円に引き上げ

(イ) 獣医師職について、支給月額の上限額を35,000円から36,100円に引き上げ

エ 寒冷地手当（職員給与条例第20条関係）

支給月額の上限額を17,800円から19,800円に引き上げ

(2) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のための改正（令和7年4月）

ア 給料表の改編（職員給与条例別表第1から別表第5まで及び第12条関係）

(ア) 3級(主任級)～7級(課長級)について、民間人材等の処遇改善のため、初号近辺をカットし、最低水準を引上げ

(イ) 8級(次長級)～10級(理事級)について、より職責を重視した給料体系となるよう、級間の重なりを解消し、号給を大きくくり化するとともに、定期昇給を廃止

イ 扶養手当（職員給与条例第15条及び第16条関係）

(ア) 配偶者にかかる手当を廃止し、子の手当を増額

(イ) 受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、段階的に実施

(単位：円)

区分	R7	R8	R9
配偶者	6,500	3,000	0
子	10,000	11,500	13,000

- ウ 地域手当（職員給与条例第16条の4関係）
異動保障について、3年目を追加（1年目：100%、2年目：80%、3年目：60%）
- エ 通勤手当（職員給与条例第17条及び附則第6条関係）
支給月額の上限を55,000円から150,000円に引き上げるとともに、特急や高速道路料金についても、支給限度額の範囲内で全額支給
- オ 単身赴任手当（職員給与条例第17条の2関係）
新規採用者を支給対象に追加
- カ 管理職員特別勤務手当（職員給与条例第24条の2関係）
平日深夜の対象時間について、0～5時を22時～5時に変更
- キ 再任用職員の処遇改善（職員給与条例第27条の3関係）
再任用職員に支給する手当に、地域手当の異動保障、住居手当、寒冷地手当等を追加
- 2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）の一部改正
- (1) 令和6年4月の民間給与との比較等による改正（令和6年4月遡及）
- ア 給料表（任期付研究員条例第5条及び任期付職員条例第7条関係）
職員に準じて引き上げ
- イ 期末手当（任期付研究員条例第6条、任期付職員条例第9条及び第10条関係）
期末手当の支給月数を3.40月から3.45月に引き上げ
- (2) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のための改正（令和7年4月）
- ア 特定任期付職員の勤勉手当の設定（任期付職員条例第7条、第9条及び第10条関係）
特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当を設定
（期末手当3.45月 → 期末手当1.9月、勤勉手当1.55月 計3.45月）
- 3 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正（令和6年4月遡及）
期末手当について、年間支給月数を3.40月から3.45月に引き上げ（第3条関係）
- 4 臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（令和7年4月）
特別職非常勤職員の日額報酬の上限額を34,300円から34,700円に引き上げ（第2条関係）
- 5 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正（令和7年4月）
日額報酬の額を400円の範囲内で引き上げ（委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例別表、労働委員会の幹旋員の報酬及び費用弁償に関する条例第2条、土地収用法によるあっせん委員及び仲裁委員の報酬及び費用弁償に関する条例第2条関係）

区 分		役 職	現 行	改 正 案	委 員 会
委員等 報酬条例	行政委員会	委員長	34,300円	34,700円	教育、公安、選挙管理、 監査、人事、労働、収用、 海区漁業調整、内水面漁 場
		委員	30,000円	30,300円	
		専門委員等	15,500円	15,700円	
			12,500円	12,600円	
	附属機関	会長	15,500円	15,700円	固定資産評価審議会 ほか 77 機関
		副会長	13,000円	13,100円	
		委員	12,500円	12,600円	
		幹事	8,100円	8,200円	
労働委員会幹旋員 報酬条例		幹旋員	8,100円	8,200円	—
土地収用法幹旋委員 及び仲裁委員報酬条例		委員長	15,500円	15,700円	—
		委員	12,500円	12,600円	

第3 施行期日等

1 施行期日

公布の日。ただし、第2の1(2)、2(2)、4、5は令和7年4月1日

2 適用区分

第2の1(1)、2(1)、3は、令和6年4月1日から適用する。

3 経過措置等

(1) 令和6年4月1日から同年12月31日までの間における第1号会計年度任用職員（同月に期末手当を支給されないものに限る。）の報酬の額の算定における第2号会計年度任用職員の給料月額については、第2の1(1)ア及び第3の2にかかわらず、なお従前の例による。

(2) その他所要の整備を定める。